

光化学協会名誉会員推戴内規

2011年9月7日 会則から分離

第1条 この内規は、光化学協会名誉会員(以下「名誉会員」という)の推戴に関し必要な事項を定めるものである。

第2条 名誉会員には、光化学の研究において優れた業績をあげ、我が国の光化学に多大な功績あった者を推戴する。ただし、名誉会員に推戴される者は、推戴の前年の12月31日において満65歳に達した者とする。

第3条 名誉会員の候補者(以下「候補者」という)は本会会員が推薦するものとする(他薦のみとする)。

第4条 名誉会員推戴予定者の選考は、光化学協会常任理事会が担当する。

第5条 名誉会員の決定は、理事会が行う。

付 則

この内規は1999年1月1日から施行する。